

介護保険法に基づく事業者指定の取消しについて

蓮華株式会社（天草市）において、運営基準違反等の事実が判明したため、介護保険法第77条第1項、第84条第1項及び第115条の9第1項に基づく指定取消処分を行いましたのでお知らせします。

1 指定取消対象事業者等

- (1) 事業者名 蓮華株式会社 代表取締役 坂井昇
(住所：天草市河浦町路木2995番地3)
- (2) 事業所名 ①れんげそう訪問介護（住所：天草市船之尾町7番3号）
サービス種類：訪問介護・介護予防訪問介護
指定年月日：平成20年1月15日
②れんげそう居宅介護支援事業所（住所：天草市船之尾町3番20号）
サービス種類：居宅介護支援
指定年月日：平成22年4月26日

2 指定取消日

平成28年4月30日（通知日：平成28年3月28日）

3 指定取消理由

【訪問介護事業所】

平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間において、次に掲げる違反の事実があったと認められる。

- (1) 運営基準違反（介護保険法第77条第1項第4号該当）
- ①13人の利用者について、居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画が作成されていなかった。また、19人の利用者について、訪問介護計画に沿ったサービスを提供していなかった。
- ②23人の利用者について、合計4,461件、提供した具体的なサービスの内容等を記録していなかった。
- ③平成27年1月から平成27年6月の間、れんげそう訪問介護事業所の従業員ではない者5人（蓮華株式会社経営のサービス付き高齢者向け住宅に従事する職員）が、合計414件の訪問介護を行った。
- (2) 不正請求（介護保険法第77条第1項第6号該当）
- 19人の利用者について、合計701件、1人の訪問介護員等が同日同時間帯に複数の利用者に対して訪問介護を提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成の上、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。

【居宅介護支援事業所】

平成22年3月1日から平成27年3月31日までの間において、次に掲げる違反の事実があったと認められる。

- (1) 虚偽報告（介護保険法第84条第1項第7号該当）

平成26年度介護報酬改定後の居宅介護支援費の単位数が記載された様式で平成26年4月以降に作成した契約書及び重要事項説明書を、契約日が平成22年3月1日、平成22年11月5日、平成23年3月28日及び平成23年10月10日である契約書及び説明日が平成22年11月5日である重要事項説明書として、平成27年8月18日に監査した際に提出した。

(2) 運営基準違反（介護保険法第84条第1項第3号該当）

14人の利用者について、合計293件、介護支援専門員が次に掲げる事項を行っていなかった。

少なくとも1月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録すること。

(3) 不正請求（介護保険法第84条第1項第6号該当）

12人の利用者について、合計281件、介護支援専門員が次に掲げる事項を行ってなかったにもかかわらず、運営基準減算をすることなく介護報酬を不正に請求し、受領した。

少なくとも1月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録すること。

【介護予防訪問介護事業所】

法令違反（介護保険法第115条の9第1項第9号該当）

一体的な運営を行っている指定訪問介護事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした。

4 不正請求額

今回の事業者指定取消処分に伴い、現時点で県が確認している不正請求額は、訪問介護事業所が約150万円、居宅介護支援事業所が約100万円となる。

報酬返還額については、今後、保険者である各市町村が精査のうえ、額が確定されることになる。

健康福祉部長寿社会局高齢者支援課